

第7章 環境配慮指針

環境への影響は、宅地造成や道路建設などの開発行為だけでなく、市の事務・事業、市民の日常生活、事業者の生産活動など、全ての主体の様々な行為が関係しています。環境配慮指針は、望ましい環境像の実現に向けて、市、市民、事業者が自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮すべき事項を明らかにするとともに、公共事業や開発行為における配慮の指針を示すものです。

第1節 市の環境配慮指針

市は市内でも有数の規模を持つ事業者です。その活動は、エネルギーの利用、各種資源の消費、自然環境の改変など多岐にわたっています。このため、事業活動の主体として、市民や事業者にも率先して積極的に環境に配慮することを進めます。

市の環境配慮指針は、市が環境に配慮した事業や活動を展開することを目的に、職員自らの行動や事業における環境配慮事項を示すものです。

①財やサービスの購入にあたっての配慮	
グリーン購入※の推進	
グリーン購入の取組を推進します	
「エコマーク商品」「グリーンマーク購入法特定調達品目」等に該当する製品の情報を活用し、購入します	
製品別の購入	
紙 類	コピー用紙は、「総合評価値 80 ポイント以上」の用紙とします
	ポスター、パンフレット等印刷物を作成する際は、原則として「総合評価値 80 ポイント以上」の用紙とします
	トイレットペーパーは、「古紙パルプ配合率 100%」のものとなります
電気製品	エネルギー消費効率の高い製品を導入します
	電気機器は、適正規模のものを選択します
文具・ 事務機器 等	消耗品、事務用品等は、詰替え可能な文具等、環境への負荷の少ないものを選択します
	リサイクル製品や再利用可能な製品を購入します
	使い捨て用品や過剰包装製品の購入を自粛します

②財やサービスの使用にあたっての配慮	
紙使用	
	庁内用文書には原則として封筒を使用しません
	使用する場合は、使用済み封筒を使用します
	積極的な電子メール利用による紙の減量化を図ります
	FAX 送付状の省略化を図ります
	回覧、掲示板の活用を図ります
	両面コピー、裏紙利用の徹底を図ります
	使用済みポスター等を名刺等に活用します
	印刷部数を精査し、必要最小限にします
	会議資料や手持ち資料等の簡素化、共有化を図ります
電気使用（照明）	
	始業前は、原則として消灯します
	昼休み時間帯は、窓口業務等を取り扱う職場の必要な照明部分のみ点灯します
	休日や時間外勤務を行う場合は必要な照明部分のみ点灯します
	市民サービスや業務に支障のない範囲で不要な照明は消灯します（廊下、窓側、ロビー、トイレ等）
	更衣室、会議室、倉庫等の照明は使用時のみ点灯します
電気使用（照明以外）	
	パソコン、コピー機、プリンター等を省エネモードに設定し、電気需要の平準化に努めます
	昼休み時間帯等は、使用していないパソコン等 OA 機器の電源を切ります
	業務外電気製品は撤去します
	退庁時、可能なものは電源ケーブルをコンセントから抜くように努めます
	冷蔵庫については、冬季（暖房期間中：12/1～3/31）期間は電源を切ります（ただし、業務上、直接必要がある職場は除く）
	3 階程度の昇りは階段を使います
	降りは、原則、階段を利用します
	クールビズ・ウォームビズ※等を積極的に行います
公用車及び自家用車の適正利用	
	エコドライブを徹底します
	アイドリングストップの徹底を図ります
	タイヤの空気圧の点検等、定期的な整備に努めます
	近距離移動には徒歩もしくは自転車を利用します
	通勤には鉄道、バス等の公共交通の積極的な利用に努めます

<p>廃棄物の減量化、リサイクルの推進</p> <p>事務機器、用品等の故障、不具合の際の修繕再利用に努めます</p> <p>給食廃棄物の減量に努めます</p> <p>用紙類、空き缶、空き瓶、ペットボトル等の分別排出のため、回収ボックスを設置し、分別、リサイクルを推進します</p> <p>マイボトル、マイ箸の持参に努めます</p>
<p>その他</p> <p>冷凍空調機器（エアコン、冷蔵庫等）の適正管理により、フロン類の排出抑制に努めます</p> <p>ガス湯沸かし器の効率的使用に努めます</p> <p>節水コマの取り付けなど節水の徹底を図ります</p> <p>重複保管文具等の物品を点検し、有効利用を図ります</p>

<p>③施設の建築、管理等にあたっての配慮</p>
<p>建築時</p> <p>公共建築物の建設にあたっては、省エネルギー、省資源など環境保全の模範となるような設計に努めます</p> <p>「建築材料等に係るトップランナー制度※」に基づき、断熱材や複層ガラス、遮光フィルムなど断熱性の高い建具の使用に努めます</p>
<p>公共施設の適正配置</p> <p>「大分市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月）」「大分市教育施設整備保全計画（平成 28 年 5 月）」に基づき、公共施設の全庁的な利用調整を行い、施設の保有総量縮小、効率的利用及び長寿命化の取組を進め、市有施設の管理運営の最適化を図ることにより、環境負荷の軽減に努めます</p>
<p>施設の適正管理（空調、給湯、照明）</p> <p>高効率な空調機、給湯機、照明の導入に努めます</p> <p>夏季は、室温 28℃を目処に、適切な冷房を行います</p> <p>冬季は、室温 19℃を目処に、適切な暖房を行います</p> <p>エアコンフィルター等の定期的な清掃や管理に努めます</p> <p>不用な照明の間引き運転に努めます</p>
<p>施設の適正管理（電気の使用）</p> <p>温水洗浄便座の適切な利用に努めます</p> <p>省エネルギー、省資源設備等環境負荷の少ない機器の導入に努めます</p> <p>ポンプのインバータ制御など、省エネ化に努めます</p>
<p>施設の適正管理（水の利用）</p> <p>節水機器の導入に努めます</p> <p>下水処理水（再生水）等の有効利用に努めます</p>

その他の管理
公用車への次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等）の導入を推進します
緑の保全や緑化の計画的な推進に努めます
省エネ診断等の活用に努めます
デマンド監視装置等の導入等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図ります
その他環境の保全に配慮した管理に取り組みます

④施設の発注工事や施工管理、委託にあたっての配慮
公共事業における配慮
建設機器使用に伴う排気ガスの発生抑制に努めます
施工に伴う、水質汚濁・騒音振動・悪臭等の発生抑制に努めます
大分市が発注する工事の材料については大分市内において産出、生産又は製造された物（地域産材など）の使用に努めるよう、受注者に求めます
大分市が発注する工事の建築資材の調達については「大分県リサイクル認定製品※」を優先して使用するよう、受注者に求めます
建築副産物の排出抑制、リサイクルを推進します
リサイクル建設資材の使用を推進します

⑤再生可能エネルギー等利用設備の導入推進
公共施設における太陽光発電設備や雨水利用設備、コージェネレーション※設備等の導入に努めます

⑥未利用エネルギー等の有効活用
水素エネルギーの利活用を促進します
ごみ焼却時に発生する熱の有効活用に努めます

第2節 市民の環境配慮指針

今日の環境問題の根底には、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済システムと、それに支えられた都市生活があります。そのため、市民一人ひとりが自らの生活を振り返り、より環境にやさしいライフスタイルを確立し、実践することが求められています。

日常生活において期待される役割と具体的な配慮すべき事項として、第4章に掲載されている【市民の取組】を市民の環境配慮指針としてとりまとめます。

基本目標	具体的環境配慮事項
豊かな自然をはぐくみ生きものと共に生きているまち (自然環境)	川や海ではごみの持ち帰りなどルールやマナーを守ります
	河川清掃活動や里山保全活動などに積極的に参加します
	間伐材を利用した商品を積極的に活用します
	行政と連携して森林公園の適切な管理に努めます
	市民農園や農業体験などに積極的に参加し、農業への関心を深めます
	耕地の適正管理に努めます
	有害鳥獣による農作物等への被害軽減を図るための対策に努めます
	鳥や昆虫、植物などの自然に親しみ、保護に努めます
	外来生物に関する正しい知識を身につけます
自然観察会や体験学習などに積極的に参加します	
水辺や緑と親しみ歴史・文化が薫るまち (快適環境)	水辺を守る活動やイベントに参加・協力します
	生垣の設置や庭木の植栽など緑化に努めます
	ボランティア緑化活動などに積極的に参加し、身近な場所の緑化に努めます
	地域の公園・緑地の維持管理活動に積極的に参加・協力します
	住宅の外観等、周辺のまちなみとの調和を図り、良好な景観形成に協力します
	地域の清掃活動に積極的に参加します
	歴史や文化財へ関心を持ち、保存・活用の活動に参加します
地域の祭りや伝統行事に参加し、次世代へ受け継いでいきます	
水や空気がきれいで健康に暮らせるまち (生活環境)	公共下水道が整備された地域では、下水道への接続を速やかに行います
	公共下水道が整備されない地域では、浄化槽への設置替えを行います
	浄化槽の設置後は、適正な維持管理を行います
	食べ残しや廃食油を直接流さないなど、家庭でできる生活排水対策に努めます
	ごみ等の違法な焼却行為を行いません
	近隣の人々の生活環境を損なわないよう、悪臭の防止に努めます
	近隣住民の生活環境を損なわないよう、騒音・振動の防止に努めます

基本目標	具体的環境配慮事項
限りある資源が大切に使われているまち (資源循環)	家庭ではごみを少なくするようなライフスタイルの転換に努めます 生ごみを減らすために、「3きり運動」を行います 生ごみ処理機、コンポスト容器等による生ごみの堆肥化に努めます 買い物にはマイバッグを持参し、使い捨て商品や過剰包装商品は買い控えます リサイクル製品の利用に努めます ごみの分別を行い、資源物の再資源化に努めます リユースショップ等を積極的に利用します 雨水貯留施設を設置し、水資源の有効利用に努めます 節水型機器の設置や風呂の残り湯の利用など、節水に努めます ごみの出し方や分別のルールを守ります 廃棄物の不法投棄をしません
低炭素な暮らしが実現した地球環境にやさしいまち (地球環境)	エネルギー消費の見える化や省エネ行動に努めます 敷地内の緑のカーテン等の導入に努めます LED照明や高効率給湯器等、省エネ設備の導入に努めます 通勤や買物などの移動の際は、自転車や公共交通を利用します 自家用車を購入する際は、低燃費車・低公害車の購入に努めます エコドライブ、アイドリング・ストップの運転に努めます 住宅を新築、増改築する際は、省エネ基準の適合に努めます フロンが含まれる製品(冷蔵庫等)を廃棄する際は、適正に処分します 住宅への再生可能エネルギー利用設備の導入に努めます 再生可能エネルギーで発電したクリーンな電力の使用に努めます 水素エネルギーを活用した製品の導入に努めます
環境の保全に連携して取り組むまち (環境教育・連携)	地域で行われる講座やイベント等、環境教育・環境学習活動に積極的に参加します 家庭内で環境について話し合う機会を増やします 地域に根ざした安全で環境負荷の少ない農林水産物を積極的に活用します 身近な環境問題に興味を持ち、日常的にできる環境保全活動の実践に努めます 地域における環境保全活動への参加に努めます

第3節 事業者の環境配慮指針

事業者は、地域社会の一員として、地域の環境資源の保全等に積極的に取り組むとともに、事業活動を営むものとして、環境保全の理念をその経営にも活かしていくことが求められます。

事業活動を行うにあたって事業者が配慮すべき事項として、第4章に掲載されている【事業者の取組】を事業者の環境配慮指針としてとりまとめます。

基本目標	具体的環境配慮事項
豊かな自然をはぐくみ生きものと共に生きているまち (自然環境)	自然環境に配慮した事業活動に努めます
	自然環境を保全するCSR活動を積極的に進めます
	間伐や適切な伐採の実施など森林の適正な管理に努めます
	耕作放棄地の発生防止・解消に努めます
	環境保全型農業・資源循環型農業の取組に努めます
	野生動植物の保護や生息・生育場所の保全に努めます
	外来生物を持ち込まないように努めます
	生物多様性に配慮した事業活動に努めます 生物多様性を保全するCSR活動を積極的に進めます
水辺や緑と親しみ歴史・文化が薫るまち (快適環境)	水辺を守る活動やイベントに参加・協力します
	地域の公園・緑地の維持管理活動に積極的に参加・協力します
	建設工事などにおいて、まちの緑へ影響を与えないように努めます
	緑のカーテンなどの導入により、事業所の敷地内の緑化に努めます
	「大分市環境美化に関する条例」を守り、屋外広告物を適正に設置します
	事業所周辺の美化に努めます
	地域の清掃活動に積極的に参加します
	歴史や文化財へ関心を持ち、保存・活用の活動に参加します 事業実施の際には、文化財と調和するよう配慮します
水や空気がきれいで健康に暮らせるまち (生活環境)	適切な排水処理対策を行い、法令や公害防止協定等に基づいた排水基準を守ります
	有害物質の地下浸透による地下水汚染及び土壌汚染を防止します
	法令や公害防止協定等に基づく基準を守るとともに、大気汚染物質の排出の抑制に努めます
	違法な焼却行為を行いません
	家畜ふん尿の堆肥化など適正な処理や利用、悪臭防止に努めます
	適切な騒音・振動防止対策を行い、法や条例、公害防止協定等に基づく基準を守ります
	低騒音・低振動型の機器や工法の導入に努めます 営業騒音の低減に努めます

基本目標	具体的環境配慮事項
限りある資源が大切に使われているまち (資源循環)	廃棄物の減量化や排出抑制に努めます マイバッグ持参者への優遇措置や過剰包装の抑制により包装ごみの減量化に努めます 廃棄物の再資源化に努めます リサイクルに配慮した製品の製造・販売に努めます 建築廃棄物のリサイクルに努めます 雨水貯留施設を設置し、水資源の有効利用に努めます 節水型機器の設置など節水に努めます 廃棄物を適正に処理します 廃棄物処理事業者は、処理施設等を適正に管理します 廃棄物処理施設の周辺環境の保全に努めます
低炭素な暮らしが実現した地球環境にやさしいまち (地球環境)	エネルギー消費の見える化や省エネ行動に努めます 敷地内の緑のカーテン等の導入に努めます LED照明や高効率給湯器等、省エネ設備の導入に努めます 省エネ商品の提供に努めます 通勤や用務などの移動の際は、自転車や公共交通を利用します 社用車を購入する際は、低燃費車・低公害車の購入に努めます 建築物を新築、増改築する際は、省エネ基準の適合に努めます フロンガスの排出抑制を行うとともに、その適正な回収・処理を行います 酸性雨の原因となる硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制に努めます 事業所での再生可能エネルギー利用設備の導入に努めます 再生可能エネルギーで発電したクリーンな電力の使用に努めます 水素エネルギーを活用した製品の導入に努めます
環境の保全に連携して取り組むまち (環境教育・連携)	地域で講座やイベント等を行います 事業所内での環境教育・環境学習活動に努めます 市やNPO等が推進する環境教育・環境学習活動に協力します 環境保全活動への参加・協力を努めます 環境保全に関する知識のある人材の育成に努めます エコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証に努めます

第4節 公共事業や開発における環境配慮指針

(1) 公共事業や開発における環境配慮

本市では様々な計画に基づいた公共事業や事業者による開発などが行われています。本市の良好な環境を将来の世代へ継承するためには、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を進める際、計画の段階から環境へ配慮し、これらの事業を行うことが重要です。

そのため、ここでは各種事業を進めるにあたっての環境配慮事項を示し、公共事業や開発において、環境への配慮の取組を求めます。

この指針では、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を8種類に区分し、それぞれの事業について配慮すべき事項を示します。

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| ① 住宅系の事業 | 住宅団地の造成
学校・病院の建設 など |
| ② 商業・業務系の事業 | 商業・業務用施設の建設
業務団地の造成、大規模発電設備設置 など |
| ③ 工業系の事業 | 工場・事業場の建設
工業団地の造成 など |
| ④ 農林業系の事業 | 農用地の整備
農業用水路の整備
林道の整備 など |
| ⑤ 海岸・河川系の事業 | 河川改修
護岸の整備 など |
| ⑥ 交通系の事業 | 道路・鉄軌道の整備 など |
| ⑦ レクリエーション系の事業 | 運動施設
レジャー施設 など |
| ⑧ 廃棄物処理系の事業 | 処理施設の整備 など |

上記以外の環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、上記事業に関する配慮事項を参考に、類似する項目を組み合わせるなどして、適切な環境配慮を行うことが必要です。

(2) 共通の環境配慮事項

- 構想、計画などについては、位置や規模など周辺の環境に配慮します。
- 貴重な地形・地質や動植物の生息・生育場所などの保全に配慮します。
- 歴史的・文化的資源の保全に配慮します。
- 工事に伴う土砂や濁水の流出などを防止するよう配慮します。
- 工事に伴う下流の利水や河川の環境などへの影響に配慮します。
- 工事に伴う粉じん^{*}や騒音・振動は、施工法の工夫により発生防止するなど、周辺の環境へ配慮します。

(3) 事業別の環境配慮事項

① 住宅系の事業

- 緑地、広場などオープンスペースの十分な確保に配慮します。
- 建物の外観などについては、周辺の景観と調和するよう配慮します。
- 公共下水道が整備された地域においては本管と接続し、整備されない地域においては浄化槽を設置するなど、河川などの水質汚濁防止に配慮します。
- 省エネ型設備や再生可能エネルギー利用設備の導入など、効率的なエネルギー利用に配慮します。

② 商業・業務系の事業

- 緑地、広場などオープンスペースの十分な確保に配慮します。
- 建物の外観や広告物などについては、周辺の景観と調和するよう配慮します。
- 高層建築物による日照障害など、周辺の生活環境に影響が生じないよう配慮します。
- 物品の搬入・搬出に伴う場所を確保するなど、周辺の環境に配慮します。
- 大気汚染、悪臭、騒音・振動などの公害を防止するため、敷地の中心部に施設や設備を配置するなど、周辺の環境に影響が生じないよう配慮します。
- 公共下水道が整備された地域においては本管と接続し、整備されない地域においては浄化槽を設置するなど、河川などの水質汚濁防止に配慮します。
- 省エネ型設備や再生可能エネルギー利用設備の導入など、効率的なエネルギー利用に配慮します。
- 雨水利用システムの導入など、水循環の保全に配慮します。

③ 工業系の事業

- 敷地周辺に緩衝緑地を設置するなど、緑化に配慮します。
- 物品の搬入・搬出に伴う場所を確保するなど、周辺の環境に配慮します。
- 大気汚染、悪臭、騒音・振動などの公害を防止するため、敷地の中心部に施設や設備を配置するなど、周辺の環境に影響が生じないよう配慮します。
- コージェネレーションの導入など、効率的なエネルギー利用に配慮します。
- 雨水利用システムの導入など、水循環の保全に配慮します。

④農林業系の事業

- 基盤整備については、水路、ため池など、身近な生きものの生息・生育場所の保全に配慮します。
- 林道などの整備については、自然植生や地形など自然環境との調和に配慮します。

⑤海岸・河川系の事業

- 多自然型工法を採用するなど、身近な生きものの生息・生育場所の保全に配慮します。
- 親水護岸の整備などによる水辺とふれあう場を創出するとともに、周辺の自然景観との調和に配慮します。
- 埋立、しゅんせつ工事などの際、濁りを抑える工法などにより、環境に配慮します。

⑥交通系の事業

- 無電柱化など良好な道路景観の創造に配慮します。
- 幹線道路は、大気の浄化や騒音の緩和などのため、街路樹や緩衝緑地の設置など、周辺環境に配慮します。

⑦レクリエーション系の事業

- 敷地内は自然植生を生かした緑化をするなど、自然環境に配慮します。
- 施設や設備については、位置や規模など、周辺の環境と調和するよう配慮します。

⑧廃棄物処理系の事業

- 廃棄物については、減量化、資源化、適正処理を推進するよう配慮します。
- 廃棄物処理施設の周囲は緑化するよう配慮します。
- 大気汚染、悪臭、騒音・振動などの公害を防止するため、敷地の中心部に施設や設備を配置するなど、周辺の環境に影響が生じないよう配慮します。
- 焼却処理施設については、ダイオキシンなどの有害化学物質による環境汚染が生じないよう配慮します。
- 焼却余熱の利用設備導入などにより、未利用エネルギーの有効利用に配慮します。
- 最終処分場については、排水や地下水等の監視を行うなど、周辺環境に配慮します。